

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行		修 正 案		備 考
第 I 編 総 則		第 I 編 総 則		
第 5 章 緊急事態区分等に応じた防護措置		第 5 章 緊急事態区分等に応じた防護措置		
(略)		(略)		
第 2 節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等		第 2 節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等		四国電力株式会社 の事業者防災 計画及び愛媛県 地域防災計画と の整合
緊急 事態 区分	事象 区分	緊急 事態 区分	事象 区分	
	原子力発電所施設の状態等 (EAL)		原子力発電所施設の状態等 (EAL)	
警戒 事態 (A レベ ル)	警戒 事象	<del>± (削除)</del>	警戒 事象	
	<p>1 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01)</p> <p>(1) 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が <math>0.15 \mu\text{Sv/h}</math> を超えたとき</p> <p>(2) 県または立地県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、<math>0.15 \mu\text{Sv/h}</math> を超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき</p> <p>2 原子炉停止機能の異常または異常のおそれ (AL11) 【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき</p> <p>3 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 【3号機】 原子炉の運転中に伊方発電所原子炉施設保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき</p> <p>4 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき</p> <p>5 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ (AL25) 【3号機】 非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき</p> <p>6 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 【3号機】</p>	<p>1 原子炉停止機能の異常または異常のおそれ (AL11) 【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき</p> <p>2 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 【3号機】 原子炉の運転中に伊方発電所原子炉施設保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき</p> <p>3 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき</p> <p>4 非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ (AL25) 【3号機】 非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき</p> <p>5 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき</p> <p>6 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (3号機) (AL30) 【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき</p> <p>7 単一障壁の喪失または喪失のおそれ (AL42) 【3号機】</p>		

現 行		修 正 案		備 考
	<p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき</p> <p>7 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL30）【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき</p> <p>8 単一障壁の喪失または喪失のおそれ（AL42）【3号機】 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき</p> <p>9 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき</p> <p>10 所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき</p> <p>11 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）【3号機】 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき</p> <p>12 外的事象（自然災害）の発生 (1) 大地震の発生 愛媛県伊方町において、震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 大津波警報の発表 愛媛県伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき (3) その他 当該原子力施設において新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>13 オンサイト統括が警戒を必要と認める故障等が発生した場合 国（原子力規制委員会）のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき</p> <p>14 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 その他外部事象による原子炉施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</p>		<p>燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき</p> <p>8 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき</p> <p>9 所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき</p> <p>10 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）【3号機】 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき</p> <p>11 外的事象（自然災害）の発生 (1) 大地震の発生 愛媛県伊方町において、震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 大津波警報の発表 愛媛県伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき (3) その他 当該原子力施設において新規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>12 オンサイト統括が警戒を必要と認める故障等が発生した場合 国（原子力規制委員会）のオンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき</p> <p>13 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 その他外部事象による原子炉施設への影響が発生するおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</p>	
第6章 防災関係機関の業務の大綱	(略)	第6章 防災関係機関の業務の大綱	(略)	
1 県		1 県		

現 行	修 正 案	備 考				
<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="136 226 1305 464"> <tr> <td data-bbox="136 226 400 464">警 察 本 部</td> <td data-bbox="400 226 1305 464">           1 周辺住民等への情報伝達に関する事            2 <u>避難等の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関する事</u>            3 交通規制及び緊急輸送の支援に関する事            4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事         </td> </tr> </table>	警 察 本 部	1 周辺住民等への情報伝達に関する事 2 <u>避難等の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関する事</u> 3 交通規制及び緊急輸送の支援に関する事 4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事	<p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1448 226 2617 464"> <tr> <td data-bbox="1448 226 1712 464">警 察 本 部</td> <td data-bbox="1712 226 2617 464">           1 周辺住民等への情報伝達に関する事            2 <u>避難及び屋内退避の広報、誘導に関する事</u>            3 交通規制及び緊急輸送の支援に関する事            4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事         </td> </tr> </table>	警 察 本 部	1 周辺住民等への情報伝達に関する事 2 <u>避難及び屋内退避の広報、誘導に関する事</u> 3 交通規制及び緊急輸送の支援に関する事 4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事	<p>表現の適正化</p>
警 察 本 部	1 周辺住民等への情報伝達に関する事 2 <u>避難等の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関する事</u> 3 交通規制及び緊急輸送の支援に関する事 4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事					
警 察 本 部	1 周辺住民等への情報伝達に関する事 2 <u>避難及び屋内退避の広報、誘導に関する事</u> 3 交通規制及び緊急輸送の支援に関する事 4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事					
<p>(略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="136 772 1305 1129"> <tr> <td data-bbox="136 772 400 1129">中国総合通信局</td> <td data-bbox="400 772 1305 1129">           1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事            2 電波の監理及び電気通信の確保に関する事            3 災害時における非常通信の運用監督に関する事            4 非常通信協議会の指導育成に関する事            5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器<u>及び移動電源車</u>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事         </td> </tr> </table>	中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 2 電波の監理及び電気通信の確保に関する事 3 災害時における非常通信の運用監督に関する事 4 非常通信協議会の指導育成に関する事 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器 <u>及び移動電源車</u> 等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事	<p>(略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1448 772 2617 1129"> <tr> <td data-bbox="1448 772 1712 1129">中国総合通信局</td> <td data-bbox="1712 772 2617 1129">           1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事            2 電波の監理及び電気通信の確保に関する事            3 災害時における非常通信の運用監督に関する事            4 非常通信協議会の指導育成に関する事            5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器、<u>発電機</u>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事         </td> </tr> </table>	中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 2 電波の監理及び電気通信の確保に関する事 3 災害時における非常通信の運用監督に関する事 4 非常通信協議会の指導育成に関する事 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器、 <u>発電機</u> 等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事	<p>設備変更に伴う修正</p>
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 2 電波の監理及び電気通信の確保に関する事 3 災害時における非常通信の運用監督に関する事 4 非常通信協議会の指導育成に関する事 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器 <u>及び移動電源車</u> 等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事					
中国総合通信局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 2 電波の監理及び電気通信の確保に関する事 3 災害時における非常通信の運用監督に関する事 4 非常通信協議会の指導育成に関する事 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器、 <u>発電機</u> 等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事					
<p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="136 1402 1305 1713"> <tr> <td data-bbox="136 1402 400 1713"> <u>西日本電信電話</u>            株式会社            (山口支店)            株式会社            NTTドコモ            (中国支社山口支店)         </td> <td data-bbox="400 1402 1305 1713">           1 災害時における通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関する事            2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関する事            3 非常緊急通話に関する事         </td> </tr> </table>	<u>西日本電信電話</u> 株式会社 (山口支店) 株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 災害時における通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関する事 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関する事 3 非常緊急通話に関する事	<p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1448 1402 2617 1713"> <tr> <td data-bbox="1448 1402 1712 1713"> <u>NTT西日本</u>            株式会社            (山口支店)            株式会社            NTTドコモ            (中国支社山口支店)         </td> <td data-bbox="1712 1402 2617 1713">           1 災害時における通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関する事            2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関する事            3 非常緊急通話に関する事         </td> </tr> </table>	<u>NTT西日本</u> 株式会社 (山口支店) 株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 災害時における通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関する事 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関する事 3 非常緊急通話に関する事	<p>社名変更</p>
<u>西日本電信電話</u> 株式会社 (山口支店) 株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 災害時における通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関する事 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関する事 3 非常緊急通話に関する事					
<u>NTT西日本</u> 株式会社 (山口支店) 株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 災害時における通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関する事 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関する事 3 非常緊急通話に関する事					



(略)

5 災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図るものとする。

(略)

第3章 緊急時モニタリング体制等の設備

(略)

第2節 緊急時モニタリング体制の整備

第1項 県

(略)

【緊急時モニタリング本部の構成及び所掌事務】

区分	業務
<u>本部</u>	本部長：県モニタリング本部の総括
	県災害対策本部、関係機関等との連絡調整
<u>情報収集班</u>	<u>モニタリング項目及び領域地点の指示</u>
	モニタリング結果の整理及び報告
	放出源情報、気象情報等の収集及び整理
	モニタリング要員、資機材等の確保及び支援要請
	緊急時モニタリングセンター、県モニタリング本部各班等との連絡調整
	モニタリング要員の被ばく管理及び記録
<u>現地計測班</u>	空間放射線量率等の測定
<u>計測試料採取班</u>	環境試料等の採取及び送付
	固定観測局の維持管理（資材の補給等）
<u>試料計測班</u>	環境試料の分析、解析
	環境放射線テレメータシステムの維持管理
	現地モニタリング要員に対する防護対策の助言等

(略)

5 災害時優先電話等の活用

県は、NTT西日本株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図るものとする。

(略)

第3章 緊急時モニタリング体制等の設備

(略)

第2節 緊急時モニタリング体制の整備

第1項 県

(略)

【緊急時モニタリング本部の構成及び所掌事務】

区分	業務
<u>本部班</u>	本部長：県モニタリング本部の総括
	県災害対策本部、関係機関等との連絡調整
<u>調整班</u>	<u>モニタリング項目及び地点の指示</u>
	モニタリング結果の整理及び報告
	放出源情報、気象情報等の収集及び整理
	モニタリング要員、資機材等の確保及び支援要請
	緊急時モニタリングセンター、県モニタリング本部各班等との連絡調整
	モニタリング要員の被ばく管理及び記録
<u>現地班</u>	空間放射線量率等の測定
	環境試料等の採取及び送付
	固定観測局の維持管理（資材の補給等）
<u>分析班</u>	環境試料の分析、解析
	環境放射線テレメータシステムの維持管理
	現地モニタリング要員に対する防護対策の助言等

社名変更

山口県緊急時モニタリング実施計画・要領の改訂に伴う修正

# 山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第4章 緊急時モニタリングの実施</p> <p>(略)</p> <p>第1節 緊急時モニタリング本部の設置と各機関の任務</p> <p>(略)</p> <p>第1項 県</p> <p>(略)</p> <p><b>【モニタリング組織と連絡検討図】</b></p> <p>(略)</p> <p>第2節 緊急時モニタリングの実施方法</p> <p>第1項 警戒事態（Aレベル）発生時のモニタリング</p>	<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第4章 緊急時モニタリングの実施</p> <p>(略)</p> <p>第1節 緊急時モニタリング本部の設置と各機関の任務</p> <p>(略)</p> <p>第1項 県</p> <p>(略)</p> <p><b>【モニタリング組織と連絡系統図】</b></p> <p>(略)</p> <p>第2節 緊急時モニタリングの実施方法</p> <p>第1項 警戒事態（Aレベル）発生時のモニタリング</p>	<p>山口県緊急時モニタリング実施計画・要領改訂に伴う修正</p>

<p>(略)</p> <p>2 測定項目</p> <p><u>(1) 空間放射線量率</u></p> <p><u>(2) 大気中の放射性ヨウ素濃度</u></p> <p><u>(3) 大気浮遊じん中の放射性物質濃度</u></p> <p>(略)</p> <p>第2項 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時のモニタリング</p> <p>1 初期モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>ア 空間放射線量率</p> <p>イ <u>大気中の放射性ヨウ素等の濃度</u></p> <p>ウ <u>大気浮遊じん中の放射性物質濃度</u></p> <p>エ 環境試料（土壌、飲料水等）中の<u>放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度（全面緊急事態から）</u></p> <p>(3) 測定、採取の地点</p> <p><u>UPZ（緊急防護措置を準備する区域）</u>を主体とした地域で、緊急時モニタリング本部長が適当と認める地域</p> <p>2 中期モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>ア 空間放射線量率</p> <p>イ 積算線量</p> <p>ウ <u>大気中の放射性ヨウ素等の濃度</u></p> <p>エ <u>大気浮遊じん中の放射性物質濃度</u></p> <p>オ 環境試料（土壌、飲料水等）中の<u>放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 住民避難等の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1節 避難所の設置</p> <p>(略)</p> <p>特に、要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供には十分配慮するとともに、避難所の運営における<u>女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 測定項目</p> <p><u>空間放射線量率</u></p> <p>(略)</p> <p>第2項 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時のモニタリング</p> <p>1 初期モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>ア 空間放射線量率</p> <p>イ <u>大気中の放射性ヨウ素の濃度</u></p> <p>ウ <u>大気浮遊じん中放射性物質濃度</u></p> <p>エ 環境試料（土壌、飲料水等）中の<u>放射性物質の濃度</u>（全面緊急事態から）</p> <p>(3) 測定、採取の地点</p> <p><u>UPZ</u>を主体とした地域で、緊急時モニタリング本部長が適当と認める地域</p> <p>2 中期モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>ア 空間放射線量率</p> <p>イ 積算線量</p> <p>ウ <u>大気中放射性ヨウ素の濃度</u></p> <p>エ <u>大気浮遊じん中放射性物質濃度</u></p> <p>オ 環境試料（土壌、飲料水等）中の<u>放射性物質の濃度</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 住民避難等の実施</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難所の設置</p> <p>(略)</p> <p>特に、要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供には十分配慮するとともに、避難所の運営における<u>女性や子育て家庭の参画を推進し、男女のニーズの違い等多様な主体</u></p>	<p>山口県緊急時モニタリング実施計画・要領改訂に伴う修正</p> <p>山口県緊急時モニタリング実施計画・要領改訂に伴う修正</p> <p>山口県緊急時モニタリング実施計画・要領改訂に伴う修正</p> <p>中央防災会議防災基本計画の修正</p>
---	--	--

慮するものとする。

(略)

第8章 防災業務関係者の安全確保

(略)

第2節 防護対策

の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。

(略)

第8章 防災業務関係者の安全確保

(略)

第2節 防護措置

原子力災害対策  
指針と文言表現  
の統一